

【社会保障関係】

1 地域医療体制の整備等について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

ア 都道府県は、地域医療構想に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に向け協議を進めている。

各地域において、構想実現に向けた議論を進めていくにあたり、既存の地域医療介護総合確保基金の活用も含めた財政支援を行うとともに、病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量との差に係る要因の分析及び評価など、引き続き各地域における議論に対して技術的・専門的な支援を行うこと。

また、地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、所要額満額の交付及び将来にわたり必要な財源の確保を図るとともに、救急医療等の実態や、災害時に地域医療機能を担う病院の耐震化の現状に即して補助基準の緩和・補助基準額の拡充や補助率の嵩上げを行うなど、地域の実情に応じて柔軟に活用できるように見直すこと。

あわせて、地域医療構想の実現に向けては、地域全体の医療の将来像について関係者間で地域の実情に応じて議論を行うことが必要であることから、地域医療介護総合確保基金の配分にあたっては、実質的な議論の内容を踏まえることとし、一律に進捗状況により評価することのないようにすること。

イ 新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的医療機関の存在・重要性が再認識されたことなども十分に踏まえ、地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組の推進にあたっては、地方とも丁寧に協議をしながら、慎重に検討を進めるとともに、病床設置の特例制度に係る要件の緩和など地域の実情に即した柔軟な取扱いをすること。

特に、民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しに係る地域での協議については、国が公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証にあたり分析対象とした急性期以外の機能（外来機能、回復期機能、慢性期機能、新型コロナウイルス感染症に関する機能）に係る診療実績等の分析データを都道府県へ提供するとともに、医療機関や地域の自主性に反する病床の削減や統廃合を誘導するのではなく地域医療構想調整会議の合意結果を尊重の上、今般の感染症において公立・公的医療機関や民間医療機関が果たした役割や連携状況を十分踏まえた進め方となるよう早期に方針を示すこと。

また、地域医療構想の2026年以降のあり方について、新興感染症等の発生も踏まえた必要病床数の考え方を整理すること。また、医療計画の計画期間と整合を図ることはもとより、医師の働き方改革や医師偏在対策などの関連する取組の工程とも連動したものとすること。

ウ 感染症対応のための施設・設備に係る基準を早期に示すとともに、基準に適合するための改修等のかかり増し経費に対し財政支援すること。

また、今後の新興感染症等を見据えた医療提供体制が構築できるよう、新興感染症等の発生・まん延時に機動的に対応することができる病棟の新設等の施設・設備整備、人材確保等に対する補助制度を創設すること。

あわせて、重症・中等症患者の受入については、今後の新興感染症等の感染拡大にも対応できるよう、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。

エ 外来機能の明確化・連携強化のための外来機能報告や「紹介受診重点医療機関」が十分に機能するためにも、診療報酬の加算や定額負担等を含めた紹介受診重点医療機関制度の趣旨や医療機関・患者双方のメリットについて、国においてわかりやすく示すとともに、国民への十分な周知・啓発を図ること。

また、病床機能報告及び外来機能報告については、地域医療構想調整会議や地域における紹介受診重点医療機関設定の協議のため、国が調査委託し都道府県に還元するとしている報告内容について、未報告医療機関や許可病床等との不整合データの解消を図るほか、紹介受診重点医療機関設定の協議準備に要する期間を確保するため、早期の情報提供・還元を行うとともに、地域の実情に応じた協議期間の設定について配慮すること。

オ 医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬のあり方も含め引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。また、エネルギー、原材料及び資材価格の高騰により、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出ているため、国は経営に必要な経費について臨時的な診療報酬の改定など全国一律の対策を講じること。加えて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、柔道整復、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても、同様に経営安定化のための財政支援等の必要な支援を行うこと。

また、介護・福祉サービス事業所については、新興感染症の発生・まん延等に備えた平時からの取組に対して必要な支援を行うこと。とりわけ、在宅系サービスなど小規模な事業者に対しては、感染症発生・まん延時の利用者減が経営に直結することから十分な財政支援を行うこと。

なお、医療機関等に対する新たな支援制度を設ける際には、医療法において医療を提供する施設として位置付けられている薬局に対しても、漏れなく支援対象とすること。

カ DMA Tの活動要領に感染症に関する支援業務が追加されたことを踏まえ、大規模災害時の感染症対応等において、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成を国の責任で行うこと。あわせて、緊急時に備えた資機材整備に対する支援を具体的に措置すること。

キ 自治体病院などの地域の拠点病院は、救急医療・へき地医療・精神医療・感染症対応など地域において重要な役割を果たしている。特に、中山間地域や離島においては、診療所医師の高齢化や後継者不足により一次医療の維持・確保が課題となっており、診療所を支援する役割も、より一層重要になっている。その使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の強化や医療体制の整備について、引き続き実態を踏まえた必要な支援策の充実を図ること。

ク 公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る病院事業債（特別分）の交付税措置や医師派遣等に係る交付税措置については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの策定に伴い、新たな財政措置等の取扱いが示されたところであるが、地域医療構想の実現に向けて、病床の機能分化・連携のための取組が一層推進されるよう、病院事業債（特別分）の交付税措置率を引き上げるとともに、引き続き、地域の実情に応じた取扱いを可能とするよう適用要件の緩和を図ること。

また、新興感染症の発生・まん延等に備えた平時からの取組については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの中

- で示されたところであるが、新たな財政措置等の取扱いが示されている病床の機能分化・連携のための取組と同様に、感染症の発生・まん延時に対応できる施設・設備の改修費や専門人材の確保・育成等についても、必要な財政措置を図ること。
- ケ 社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、令和元年10月の引上げに際し、配点方法を精緻化した上で引き続き診療報酬での補てんが行われることとされたが、引上げ後の実際の補てん状況について継続的に調査を行うとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じること。
- コ 医療機関のサイバーセキュリティは、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が指定する重要インフラに位置付けられ、一般的なセキュリティ以上の対策が求められているが、現在の診療報酬はこうしたセキュリティ対策に必要な費用を全く評価していないことを踏まえ、国において、公的・民間を問わず全ての医療機関等がサイバーセキュリティ対策を講じられるよう診療報酬のあり方も含め、公的補助金の創設等必要な支援を行うこと。
- また、医療DXの推進にあたり、ハード面におけるセキュリティ対策のみならず、医療情報等へ不正なアクセスを防止するため、医師資格を電子上で証明する手段として、日本医師会が発行する医師資格証の普及促進を図る等、安全な運用に資する取組について国主導で万全な対策を講じること。
- サ 医療分野でのDXを通じた医療サービスの効率化・質の向上を図るため、電子カルテシステムの導入や更新への支援などによるデジタル環境の整備を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応における課題等も踏まえ、電子カルテ情報の標準化や感染症に関するシステムと保健・医療・介護分野のシステムとの連動性の向上を推し進めること。

(2) 医療人材の確保

- ア 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、地方の医師不足の背景には、人口や社会資源等の一定の地域への集中という構造的な問題があるため、現行の制度・枠組みの下では、地域医療の維持・確保に限界がある。これまでの地方での医師確保の努力を毀損することなく医師不足・医師偏在の解消につながるよう、国が主体的に地域の実情を十分に踏まえた実効性のある対策を行うこと。特に、産科・小児科をはじめとした医師の診療科偏在や地域偏在の解消に都道府県が参画できる仕組みの導入を検討すること。
- イ 国はこれまで、近い将来に医療需給が均衡し、医師が過剰となることを前提に、医師偏在対策を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症が全国で流行した状況では、医師が多数とされる地域においても、医師や病床などが不足し、適切な医療提供体制を維持できないことが浮き彫りになったことから、感染症などの危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域で必要な医療の供給量を再検証し、新たに医療計画の記載事項として追加となる新興感染症等の流行拡大時における医療を含めた5疾病6事業等に携わる医師の確保策も含め、政策に反映させること。
- ウ 地域における医師不足や医師の偏在を抜本的に解消していくため、医師が少ない地域における一定期間の勤務の義務付けや都市部と医師が不足している地方が連携の上、臨床研修及び専門研修のプログラムを構築・運用する際に必要な支援を行うなど、実質的かつ効果的な対策を講じること。
- エ 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革の影響

等を十分考慮した上で、医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として増員された医学部臨時定員枠のあり方については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に検討を行うこと。特に、地域の実情に十分配慮した上で、大学が主体的に都道府県及び地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師を派遣するよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じること。併せて、大学が当該役割を果たすことができるよう、地域枠の適正な運用を継続するとともに、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するなどの対応を行うこと。また、地域枠の設置については、大学が都道府県に負担を求めることなく必要な教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を行うこと。さらに、医師不足が顕著な地域における医学部新設や不足している診療科に対応する地域枠の別枠創設も併せて検討すること。加えて、全国の医師の偏在解消のために県境を越えた地域枠を多数設けている大学の恒久定員を減員しない等の対応を行うこと。

併せて、専門医制度における地域枠離脱防止策に関して、不同意離脱と認定することで都道府県が法的な責任を負うことのないよう、貸与時の説明すべき事項や、地域枠からの離脱に対する同意・不同意の基準を明確に示すなど、国の積極的な関与により、実効性のある法的な仕組みを整備すること。

オ 臨床研修医の募集定員が縮小される中、新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在すること、及び特定の地域に臨床研修医が集中する流れが解消されない恐れがあることから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行いつつ、新興感染症等の影響も考慮しながら、新たな算定方法の検証を行うとともに、特定の地域への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。

また、医師法の改正により臨床研修病院の指定権限が国から都道府県知事に移管されたが、一定水準の研修の質を担保するためには、国の関与が必要不可欠であり、引き続き都道府県に対する技術的支援を行うこと。

カ 都道府県が行う、医師や歯科医師、看護師、薬剤師等の確保や偏在是正対策に対し、地域医療介護総合確保基金の充実や弾力的な活用を含む抜本的な財政支援を講じること。

また、都道府県独自の歯科医師、薬剤師の修学資金の貸与などの事業についても、財源として地域医療介護総合確保基金を弾力的に活用できるようにすること。

キ 医療再編など地域医療構想の推進と医師など医療人材の確保は一体的に取り組む必要があると考えるが、地域医療介護総合確保基金の事業区分が厳格であり柔軟に活用できないなどの課題がある。このため、地域医療構想を推進するために必要な医師など医療人材を一体的に確保するための取組等については、事業区分を超えて地域医療介護総合確保基金が活用できるようにするなど柔軟な運用を認めること。

ク 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革による影響を考えれば、単純に医師の需給推計などで医師確保の取組を制限するのは適当ではない。仮に医師の需給推計など将来推計を行うのであれば、必要とされる医師数を適切に推計するとともに、その結果について事前に都道府県で検証できるようデータや計算過程の全てを明らかにして説明を行う等地域の理解を十分に得るようにすること。

ケ 医師の働き方改革については、医師の健康確保を図りつつ、大学の医局等からの医師の引き揚げや医師不足による救急医療や周産期医療の縮小等により地域

医療に大きな影響を及ぼすことがないよう、運用後も必要な支援を行うこと。また、都道府県に対し、一方的に新たな役割・財政負担が課されることのないよう、ブロック別に説明会や意見交換会の場を設けるなど、都道府県ごとに置かれている状況が違うことを踏まえ、都道府県と丁寧かつ十分に協議し、必要な支援を行うこと。

加えて、医師の働き方改革に対応しつつ地域の医療提供体制を確保するためには、大学病院による地域への医師派遣機能を維持することが欠かせないと考えるため、地域医療介護総合確保基金の区分VIを活用可能とすることなどにより、都道府県による大学病院への医師派遣に対する支援ができるようにすること。

コ 新たな専門医制度については、サブスペシャリティ領域の研修のあり方を含め、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することと併せて、都道府県に十分な情報提供を行うとともに、都道府県や専攻医の声を十分に取り入れた上で、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うこと。また、見直し等にあたっては、都道府県の声を聞くための仕組みを法定化した趣旨を尊重し、適切に意見照会を行うとともに、都道府県から提出された意見については最大限配慮し、その反映状況及び見直し内容を都道府県に対し速やかに情報提供を行うよう、日本専門医機構に強く働きかけること。さらに、各都道府県から提出された意見書の内容について、国における具体的な検討の過程と結果を各都道府県に対して明らかにすること。加えて、国の責任において、見直し後の制度について、全国的に適切に運用されるよう、都道府県に速やかに通知等を行うこと。

併せて、専攻医募集にあたっては、制度本来の目的を鑑み、研修の質を担保することについて十分な考慮をした上で、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、専門研修制度の見直しが地域医療に影響を及ぼすことなく、地域の実情や新興感染症等の影響を踏まえるなど、シーリングの算出にあたっては、地域偏在の解消のため、機械的に算出することなく、また、厳格な適用が可能な制度設計となるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

また、地域勤務が義務付けられている医師や出産・育児、介護等と専門研修を両立しようとする医師に対する配慮として、各領域においてカリキュラム制度や身分保障に関する配慮の内容を明確にするとともに、各基幹施設においてもそれが実行できるよう日本専門医機構に働きかけること。

併せて、地方の指導環境を充実させるため、派遣元病院にインセンティブを付与することなどにより、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みなどを創設するとともに、その実施にあっては、派遣先が特定の地域に偏ることのない仕組みとなるよう、日本専門医機構に働きかけるなど、勤務地（病院）の決定については、都道府県の意向を踏まえた仕組みとすること。

また、専門医資格の取得・更新時においても、積極的に地域医療へ従事することを促すため、例えば、派遣元の医療機関に在籍したまま医師が不足する地域へ専門医が派遣される仕組みとするなど、実効性のある仕組みを創設するとともに、必要な財政措置を講じること。

なお、その実施にあたっては、派遣先が特定の地域に偏ることのないよう、日本専門医機構に働きかけるとともに、勤務地の決定については、都道府県の意見を踏まえた仕組みとすること。

サ 各都道府県における看護職員の需給推計に基づく取組を支援するとともに、医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

- シ 看護師等の医療人材の確保のため、必要な財政支援を行うこと。
- ス 診療報酬による看護職員等の収入引上げにより、看護職員等の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切に制度を運用するとともに、被保険者等に過度な負担が生じることのないよう、国において十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じていくこと。
- セ 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する公衆衛生医師、保健師等の恒常的な人員体制を強化するため、十分な財政措置を確実にを行うとともに、広報の強化や研修の充実など、人材確保と育成に向けた一層の取組を行うこと。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化を踏まえ、メーカー及び卸売業者による備蓄（流通備蓄）を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り廃棄処分を最小限にするよう、運用体制を効率化すること。

また、行政備蓄分は、国及び各都道府県がそれぞれで調達しているが、業務効率化や経費節減の観点から、国で一括購入し各都道府県に配分するなど、調達方法の抜本的な見直しを図ること。

2 医療保険制度改革の推進について

(1) 医療保険制度

- ア 将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度改革等を着実にを行うこと。
- イ 国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化を図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することとし、併せて、被保険者数の減少等、構造的課題を抱える国保制度を取り巻く環境は厳しく、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれる状況を踏まえ、財政基盤強化のための新たな財政支援を行うこと。
また、特別調整交付金等の国保の財政制度の見直しが必要な場合には、近年全国で災害が頻発している状況を踏まえ、復旧に取り組む被災自治体の実情にも配慮したものとすること。
- ウ 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持することとし、国民健康保険制度における保険者のインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用し、具体的に受益と負担の見える化に取り組んでいる都道府県への評価のあり方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。特に新型コロナウイルス感染症や後発医薬品の供給不足により影響が生じる評価指標については、地域の実情を踏まえ、十分に配慮すること。あわせて、インセンティブを強化する場合には、既存財源

からの振替えではなく、国の責任において新たな財源を確保して行うこと。

エ 保険者努力支援制度における「保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）」については、地方の予防・健康づくりの取組が確実に実施できるよう十分な予算を確保するとともに、その用途を国民健康保険に限定せず、結果として地方の医療費適正化に資する予防・健康づくり事業全般について、人件費を含めた体制整備等の取組に活用可能とするなど、地方の実情に沿った使い勝手の良い制度となるよう地方と協議を行うこと。

また、交付の要件や対象外経費等を変更する際は、自治体の予算要求時期に配慮すること。

なお、事業費連動分に係る評価指標については、国保財政の健全化に向けた取組への有効な動機付けとして各保険者が確実に交付を受けられるようにするため、それぞれの保険者の置かれている地域の実情を踏まえた事業規模等とすること。

オ 国民健康保険に係る業務支援システムについては、令和7年度までにガバメントクラウドなどを利用して標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することとされているが、市町村国保の業務に影響を与えないよう、速やかに適切な情報提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に係る特別調整交付金などによる財政支援については、令和6年度以降も確実に講じること。

カ 国の公費の見込額と実際の交付額の差や前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うとともに、普通調整交付金については、国の推計額と実績額との乖離が大きい場合、差額分の収入不足による財政負担が生じることから、国の責任において財政措置を確実に講じること。さらに、給付費の急増により財政安定化基金の大幅な取崩しを余儀なくされるなど、平成30年度の制度改革時の想定を超える厳しい財政状況が続いている都道府県もあることから、不測の事態における財源不足に対応できるよう、都道府県の財政規模に見合った本体基金の積み増しなど必要な財政措置を講じること。

キ 令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も5割と十分なものとは言えないため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、子どもの範囲を限定せず均等割保険料を免除するとともに、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じること。あわせて、「こども未来戦略方針」において、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止する方針が示されたところであるが、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の減額調整措置も廃止すること。

ク 国民健康保険制度の取組強化として、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一に向けた議論を進めることに加え、令和7年度から、都道府県は、市町村からの委託を受けて、第三者行為求償事務の一部を行うことができるとされたところであるが、地方の実情に応じた取組を阻害することがないよう地方の意見を尊重し、引き続き地方と協議を行いながら、制度の運用を行うとともに、国において人材確保への支援や必要な財政措置を講じること。

ケ 令和4年9月28日第7回全世代型社会保障構築会議における「医療・介護制度の改革について」を受け、高齢者世代・現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとなるよう、令和6年度以降、後期高齢者の保険料負担の見

直しがされ、賦課限度額及び所得割率の引上げが行われるが、引き続き医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討すること。

なお、見直しにあたっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

コ 全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

サ マイナンバーカードの保険証利用については、令和6年秋頃を目途に健康保険証を廃止するとしていることから、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義等について、国民及び医療機関への普及・啓発を進めること。あわせて、何らかの事情でマイナンバーカードを持たない方、特に、介護を要する高齢者や障害者等の日常生活において周囲の支援を必要とする方が、窓口での申請・受取などの事務手続きや医療費の負担が増えることなく、従来どおり必要な医療を受けることができるよう十分な支援を行うこと。国民健康保険の保険者に負担を求める場合においては、その根拠及び運営に関する地方団体の権限などを明確にするとともに、明確な地方財政措置を講じること。

また、国の法令等に定めのある指定難病などの公費負担医療費制度とマイナンバーカードの一体化については、「医療DXの取組の中で実現を図る」とされているところであるが、今後の具体的な内容やスケジュールについて、速やかに提示すること。併せて、乳幼児医療助成制度など地方単独事業についても、早期の一体化を進めるよう努めること。

シ 都道府県のガバナンス強化として、「生活保護受給者の国保等への加入」や「後期高齢者医療制度の都道府県移管」を検討する動きがあるが、都道府県と市町村が一体となり、平成30年度国保制度改革後の国保財政運営の安定化に努めているところであり、拙速な議論は地方や国民を混乱させ、ひいては社会保障制度の信頼を損なうこととなるため、議論にあたっては制度の課題や運営状況の分析を行い、慎重な議論を行うこと。

ス 国保総合システムの更改に伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、必要な財政措置を講じること。

(2) 医療費適正化の推進

ア 国は、医療費適正化の推進についてその役割と責任を果たした上で、都道府県及び保険者が、医療費適正化の取組を円滑かつ効率的に実施できるよう、都道府県並びに保険者協議会におけるデータ分析・活用のためのノウハウやツールの提供等の環境整備、体制強化及び人材育成に係る必要な支援を行うとともに、医療費適正化の推進に向けて、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うこと。あわせて、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

イ 保険者協議会の運営を実効性のあるものとするため、協議会の運営体制の強化や国が協議会に求める事業に要する財政措置は、その全額を国の責任において講じること。

ウ 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策のあり方を検討するにあたっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都

道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

3 健康づくりの推進について

(1) 健康長寿社会の実現

ア 健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

また、高齢者の保健事業と介護予防・フレイル対策を一体的に実施するため、保健指導等を行う保健医療専門職の確保及び資質向上の支援を行うこと。

健康寿命の算出にあたっては、介護保険データに基づく「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用すること。

ただし、算出・公表にあたっては高齢化が著しく進展している市町村等への配慮に努めること。

イ 受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、各省庁が連携して国民に対し制度の十分な周知を図るとともに、国において実施している受動喫煙防止対策助成金の対象・助成率等の拡充や相談支援業務の体制等を充実・強化するほか、都道府県等に対し必要な財政的・技術的支援を行うこと。

また、ニコチン依存症患者が入院中から禁煙治療を開始できるようにするなど、禁煙治療に係る診療報酬の改定を検討すること。

ウ 国においては、医療等データの利活用に向けた取組が進められているが、データを有効活用し、施策の企画立案に生かせるよう、自治体ごとの地域課題の分析に必要となる実績数値や推計式及びデータの分析例や活用方法、自治体の健康課題の解決につながった活用例の提示を行うとともに、人材育成等に係る支援を行うこと。

(2) 疾病の予防及び対策の推進

ア 難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

イ 小児慢性特定疾病患者についても、成人移行期支援として、医療提供体制の整備も含め、20歳以降も継続的に医療費助成が受けられるよう、必要な財政措置を講じること。

ウ 第4期がん対策推進基本計画に基づき都道府県計画を見直しているところであるが、市町村において効果的・効率的ながん検診受診勧奨を実施するため、特定健診と同様に検診実施者の役割や検診対象者等を法的に明確に位置付けること。

あわせて、がん検診受診率向上のため、がん検診の実施者である保険者、事業者、検診機関及び市町村間での、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を可能とする体制の整備や仕事と治療の両立等各種取組が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

また、がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図るとともに、ゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につ

なげる体制の整備を確実に行うこと。

エ 子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、HPVワクチンに関するエビデンスに基づく知識の普及を併せて行うことが効果的であることから、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援や、HPVワクチンについての知識の普及に要する経費への財政的支援を行うこと。

また、HPVは主に性的接触で男女を問わず繰り返し感染するウイルスであることから、男性に対する定期接種についても速やかに検討を進め、結論を出すこと。

なお、HPVワクチンの積極的勧奨の再開及び9価ワクチンの定期接種化を踏まえ、各自治体が接種対象者に対し、交接種も含めた接種の有効性や安全性に関する情報を提供できるよう、十分かつ迅速な情報提供を行うとともに、令和6年度末で終了するキャッチアップ接種の実施期間を延長すること。

オ がん治療に伴う外見の変化に対して、がん患者等が抱える心理的・経済的負担を軽減するとともに、がん患者等の社会参加を促進し、療養生活の質を向上させるため、医療用ウィッグや補正下着等の購入支援など、治療に伴う外見（アピランス）に関する支援制度を創設すること。

カ 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業について、研究促進を目的とした事業であることを踏まえ、地方負担分の財政措置を行うこと。

4 超高齢社会への対応について

(1) 地域包括ケアシステムの構築等

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療・介護の体制整備が急務となっているが、中山間地域や離島をはじめ、国民が住んでいる地域によって、提供される医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、基盤整備や人材確保のための支援を行うこと。

(2) 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、評価指標の判断基準を明確にするとともに、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。

また、適切な指標を設定し、PDCAサイクルに沿った取組を進められるよう、国が保有する介護関連のデータを都道府県が利活用しやすい環境を整備すること。

(3) 認知症施策の推進

誰もが同じ社会でともに生きる「共生」の基盤の下、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への備えとしての取組、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置に加え、若年性認知症の人たちの就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行うこと。

あわせて、認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速

化するなど、国による認知症に関する研究・技術開発の促進を図ること。

(4) 介護人材の確保

- ア 介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、国において介護職への理解促進とイメージアップを様々なメディアを活用するなど緊急にかつ財源を集中的に投下して実施し、学生や主婦、元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における魅力ある職場づくりを促進すること。
- イ 介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。
- ウ 外国人材が介護福祉士となり、在留資格「介護」を得て長期にわたり介護職に従事できるよう、日本語教育の支援の充実を図るとともに、介護福祉士国家試験における表記について、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とすること。
- エ 更なる処遇改善を図り、効果検証に基づく継続的な制度改善を通じて、経験・技能のある人材を育成するとともに、生産性向上に向けた取組の好事例を全国に横展開させるなど人材の定着を促進する実効性のある施策を強力に推進すること。
- オ 軽費老人ホーム、養護老人ホームの介護職員に対する処遇改善に要する経費について、適切な地方交付税措置を講じること。
- カ 要介護認定者の増加が見込まれる中、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するために重要な役割を果たす介護支援専門員の安定的な人材確保のため、処遇改善加算の拡充を図ること。
- キ 都道府県が行う介護人材確保の対策に対し、地域医療介護総合確保基金事業について、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう制度の見直し等を行うこと。
- ク 「介護福祉士修学資金等貸付制度」は、従来通り制度が継続できるよう、貸付原資を確保すること。また、貸付原資の都道府県への交付については、貸付決定等に支障を生じることのないよう、原資の枯渇前のなるべく早期に行うこと。
- ケ 経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、財源の見直しや補助上限額の引上げを行うこと。
- コ 介護支援専門員実務研修受講試験に係る受験要件について、従前まで認められていた介護実務経験に関する要件を追加すること。

(5) 持続可能な介護保険制度に向けて

介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担のあり方を含め、国庫負担割合を引き上げるなど必要な制度の改善を図ること。

特に、都道府県が指定する介護施設等の施設等給付費に係る公費負担割合は、市町村が指定するものよりも5%高いため、都道府県の財政負担を軽減する措置を講じること。

また、低所得者対策については、引き続き介護保険料軽減や利用料の負担軽減について、恒久的な制度として拡充に努めること。

さらに、原油価格や物価高騰による高齢者施設の支出増加の影響を踏まえた基本報酬の改定等の財政措置を迅速に実施すること。

5 少子化対策の推進について

(1) 子ども・子育て支援施策等の充実・強化

少子化の克服は我が国における喫緊の国家的課題であることから、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、国は予算規模を拡充した上で、地域少子化対策重点推進交付金の更なる運用の弾力化や補助率の引上げ、不妊・不育症治療への経済的負担軽減、保険適用とする治療範囲の拡大、年齢や治療の回数制限の撤廃、里帰り出産をする方を含む全ての妊産婦の不安や負担の軽減、こども家庭センターへの財政支援など、結婚及び子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化を図ること。

また、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施のため、都道府県や市町村に過大な負担が生じないように、国において必要十分な財源の確保と適切な措置を講じること。さらに、0～2歳児についても全ての世帯を無償化の対象に加えること。

このほか、自治体こども計画の策定に向けた実態調査や調査結果を踏まえたこども計画の策定に対する十分な財政的支援等を講じること。

(2) 待機児童解消に向けた受け皿整備

「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」及び「新子育て安心プラン」に盛り込まれている待機児童の解消に向けた受け皿の整備については、国の責任において着実に推進すること。

(3) 保育士等の確保と保育の質の向上等

保育士等の確保が難しい状況下にあつて、受け皿が整備されるとともに、送迎バス運行上の安全管理や不適切な保育対策等よりきめ細かな対応が求められる中、保育の質を確保しながら保育士の業務の負担軽減等を図るためには、更に多くの保育士等が必要となることから、保育士修学資金貸付等事業を継続し、引き続き保育士等の更なる処遇改善に確実につなげるための公定価格の見直しや潜在保育士の再就職支援等を推進すること。

また、子ども・子育て支援新制度における「質の向上」及び令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」の中に盛り込まれている1歳児及び4、5歳児に係る職員配置の改善についてはもちろんのこと、全ての年齢別の職員配置改善の早期実現や研修体制整備等に対する支援の充実を図るとともに、処遇改善等加算の認定事務の簡素化などを進めること。

(4) 切れ目のない子育て家庭支援

保育所等を利用せず家庭で育児を行う世帯が多数いることから、全ての子育て世帯が負担軽減を享受できるよう在宅育児世帯に対する支援制度・仕組みを構築するほか、多子・多胎児世帯やひとり親世帯等に配慮し、多子・多胎児世帯に有利な税制等の構築や、「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備や人員確保、民間による多様な放課後児童の居場所づくり、利用料の無償化など、より一層の財政支援と経済的負担の軽減を図ること。

(5) 子どもの医療費制度

子ども医療費助成については、国の責任において、全国一律の制度を創設する

こと。

(6) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇やテレワークなど柔軟な働き方の導入促進、海外の先進事例等を参考とした男性の育児休業取得に向けた取組の充実など、多様な担い手による育児・家事参画の促進と、希望する誰もが就業でき働き続けることができる仕組みを構築することでキャリア形成に対する支援の拡充を図るとともに、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に向けた施策を強化するなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進すること。

(7) 児童扶養手当額の拡充

全国ひとり親世帯等調査（令和3年度）の結果によれば、母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が、子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の拡充を図ること。

(8) 医療的ケア児や障害児の保育等に係る支援の拡充

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）の設置者並びに放課後児童健全育成事業を行う者に、その設置する保育所等に在籍する又は当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講じることが責務とされたことから、看護師等配置に係る補助率の更なる引上げ、施設類型や保護者の就労状況によらない支援対象化、支援の窓口となる医療的ケア児支援センターの体制充実等に、財政措置を一層拡充すること。

また、現在国は、障害の程度にかかわらず、概ね障害児2名に対し保育士1名の配置を標準として市町村に対し交付税措置を行っているが、障害のある子どもの状況によっては障害児1名に対して保育士1名の配置が必要となっており、こうした実態を踏まえ、障害児の受入状況に応じた適切な人員配置を行うことが出来るよう、国において財政支援の拡充を行うこと。

(9) 少子化対策に包括的に取り組むための地方財源の確実な措置

次元の異なる少子化対策の実効性を高めるために、地域の若い世代や支援関係者のニーズを十分に踏まえ、様々な施策を総動員して地方の判断で総合的な少子化対策を展開できるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

(10) 不妊治療に係る先進医療の施設要件の緩和等

不妊治療に取り組む全ての患者にとって、経済的な負担を軽減し、治療の選択肢を広げるために、どの生殖補助医療実施医療機関においても先進医療と保険診療の併用が可能となるよう、先進医療に係る施設基準の緩和を検討すること。

また、保険適用の対象外となった先進医療等について、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

(11) 安心こども基金の柔軟な運用

安心こども基金（新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支

援)について、令和4年改正児童福祉法の令和6年4月からの施行に合わせ、事業期間を令和6年度以降に延長するとともに、補助率の更なる嵩上げや、今後新たに創設される事業への活用等が可能となるよう柔軟な運用を行うこと。

6 厳しい環境にある子どもたちへの支援について

(1) 子ども・家庭に応じた支援

令和元年11月の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実等、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図ること。

とりわけ、母子世帯は依然として厳しい経済状況にあることから、各家庭に応じた総合的な支援制度の創設など、ひとり親家庭施策の更なる充実を図るとともに、養育費に至っては、母子世帯の子どもの約3割しか受け取れていない状況を踏まえ、実効性のある養育費確保方策を講じること。

このほか、「自治体こども計画策定支援事業」による子どもの貧困等に関する調査・計画策定への十分な財政支援、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習・生活支援については、国庫補助事業のメニューの拡充や要件緩和、事業費上限撤廃・補助率引上げなど、各自治体が使いやすい支援制度とすること。

(2) 児童相談所の体制整備

増加する児童虐待に児童相談所が対応するため、児童相談所の体制及び専門性の一層の強化に向けた人材の確保・育成を図るとともに、そのための財政支援策を講じること。

(3) 都道府県社会的養育推進計画の実現に向けた支援等

平成28年改正児童福祉法及び「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて各都道府県が策定した「都道府県社会的養育推進計画」の実現に向けてフォスタリング機関の設置等必要な財源を確保するとともに、施設等における人員配置の適切な見直しや人材確保なども含めた各自治体が使いやすい支援制度の充実を図ること。また、社会的養育推進の必要性及び里親制度について広く国民に対し周知すること。

(4) 一時保護実施特別加算費の改善

要保護児童の一時保護先の確保手段として、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置促進が図れるように、一時保護実施特別加算費の増額を行うこと。

また、現状の一時保護実施特別加算費の支給基準では専門職の人件費等に十分に対応できず、本体施設の運営費を繰り入れて不足額分を支出している状況にあることから、専門職を配置した場合や入所児童の生活・学習環境の改善を図る場合の加算費の支給基準の見直しを行うこと。

(5) 新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡充

重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患についても、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象とし、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

(6) 新生児聴覚検査に係る財政支援の拡充

新生児聴覚検査について、全ての新生児を対象に公費負担による検査が実施できるよう、安定的かつ十分な財政措置を講じること。また、聴覚障害の早期発見が可能となるよう、精密検査に必要な検査機器の購入に係る財政支援を行うこと。

(7) 子どもをわいせつ行為から守る環境整備の早期実現

子どもの心身に重大な被害を及ぼし、健やかな成長を阻害するわいせつ行為等から子どもたちを守るため、教育・保育施設等や子どもが活動する場等において働く際に、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版D B S）の検討を進め、早期の導入を図ること。

7 障害保健福祉施策の推進について

(1) 障害者総合支援法等

ア 改正障害者総合支援法等の円滑な施行に向け、具体的な制度運用にあたっては十分に地方自治体との協議を行うとともに、必要な財政支援等を講じること。

イ 重度の障害者への支援については、障害の特性や必要とされる支援の度合に応じて適切な対応ができるよう、障害者や地域の実情を踏まえた報酬の評価や、地方自治体における地域移行の推進に向けた施設整備を含む支援体制や人材育成等の一体的取組への支援、福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、「地域医療介護総合確保基金」に準じた基金の創設等、財政措置を含め適切な措置を講じること。

ウ 福祉型障害児入所施設については、報酬単価を改善するとともに、虐待を受けた児童の入所増加などの実態を踏まえて職員の配置基準の引上げを行うほか、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算の充実を図ること。

エ 地域における相談支援で、中核的な役割を果たす基幹相談支援センター等の人材確保の観点から、処遇改善面の更なる財政支援の見直しを含め、適切な措置を講じること。

オ 原油価格や物価高騰による障害者施設の支出増加の影響を踏まえた基本報酬の改定等の財政措置を迅速に実施すること。

カ 社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。

キ 手話言語法の制定を図るほか、障害者の情報アクセシビリティ向上やコミュニケーション手段の充実のための十分な財政措置を講じること。

ク 重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること。

ケ 常時介護が必要な重度障害者については、日常生活と同様、就労中においても生活上の介助が必要であるため、地方自治体の自主性・任意性に委ねられた補助金の活用ではなく法定給付として受けられるよう制度化するとともに、国において確実に財政措置すること。

(2) 精神障害者の地域生活支援

ア 各自治体が可能な範囲で積極的に精神障害者の退院後支援を進められるよう必要な支援を行うとともに、精神科救急医療の体制整備等も含め財政措置を十分

に講じること。また、地域の精神科救急医療システムの運用に支障をきたすことがないように十分に配慮し、精神科救急医療に係る診療報酬上の評価を適正に行うこと。

イ 精神障害者の地域包括ケアシステムの深化に向け、より住民に近い市町村における相談支援体制を整備するため、精神保健福祉相談員を新たに配置するための財政支援制度の創設や資格を取得するための研修の充実を図ること。

ウ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進が求められているが、対策を充実させるための体制整備や必要な財政措置を講じること。

(3) 療育手帳の法制化及び基準の統一化

知的障害者に対する療育手帳の交付については、昭和48年厚生事務次官通知に基づき、各都道府県において独自に判定基準を定めて実施している。

療育手帳交付に係る公平性を担保するため、療育手帳の法制化及び基準の統一化について、国として具体的な検討を進め、早期の実現を図ること。

8 生活困窮者などの対策について

平成30年度に改正された生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の施行状況や国が実施した相対的貧困率の調査結果等を踏まえ、実効性のある貧困対策をより一層推進するため、財源を確実に確保するとともに、必要に応じ改めて制度の見直しを行うこと。

特に、生活保護制度については、令和5年度生活扶助基準の見直しにおいて、令和6年度までは臨時的・特例的対応がなされることとなったが、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、物価上昇等による影響を検証するなど、不断の見直しを行うこと。

また、緊急小口資金等の特例貸付に係る償還については、借受人の生活再建の妨げにならないよう、必要に応じて償還免除及び猶予の要件適用等について更なる見直しを行うこと。加えて、自立相談支援機関が借受人に対する積極的なフォローアップ支援を継続的に行えるよう、国による必要な財政支援を行うこと。

さらに、物価高騰による影響が特に大きい生活困窮者への支援については、全国的な課題であることから、国において、全国一律の対策を講じること。

9 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会に向けた包括的支援等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないよう、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）について、令和5年度から1/4を都道府県の負担割合とされ、地方負担分については地方財政措置を講じる予定とされているが、当該都道府県負担分の財政需要について、確実に交付税措置されるよう引き続き調整するとともに、重層的支援体制整備事業への移行準備事業については、引き続き国の負担割合3/4を維持するなど、必要な財政措置を確実に行うこと。

また、高齢者、障害者、子ども・子育て等福祉分野はもちろんのこと、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策等多分野との連携においても、適正かつ円滑に行われるよう各制度間の調整や周知に努めること。

(2) 孤独・孤立対策の今後の更なる推進方策

令和6年度からの「孤独・孤立対策推進法」の施行にあたり、都道府県は、国及び他の地方公共団体と連携し、孤独・孤立に係る施策を策定、実施する責務を有することとなるが、孤独・孤立対策に係る施策推進や人材の確保等のため、国において必要な財政支援を行うこと。

地方公共団体による孤独・孤立対策地域協議会の設置が努力義務となっているが、官民による協議体としては社会福祉法に基づく地方社会福祉審議会が既に存在するほか、既存の生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業における支援会議等において、様々な支援機関が孤独・孤立により心身に有害な影響を受けている者に対する支援を行っているところである。そのため、地域協議会の役割や運営方法について、地方公共団体の意見を十分に考慮するとともに、地方社会福祉審議会や生活困窮者自立支援制度における相談支援事業等の重複する既存制度の活用を認めるなど、地方公共団体が地域の実情に応じた柔軟な取組を効率的・効果的に実施できる運用とすること。また、都道府県と市町村の関係について、一律に地方公共団体とされているが、役割分担を明確にすること。併せて、国の役割についても明確にすること。

(3) 退所者等の社会復帰等

ア 矯正施設退所者や起訴・執行猶予者などのうち、福祉的支援を必要とする高齢又は障害を有する犯罪をした者等の社会復帰等を支援する取組については、令和3年度より地域生活定着促進事業において、従来事業の対象ではなかった、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者が事業の対象とされたところであるが、同事業が安定的かつ継続的に事業運営が行われるよう、国において事業の位置付けを明確にするとともに、必要な財源を全額国庫で確保すること。また、地域生活定着促進事業以外にも、犯罪をした者等への支援の取組が実施されているところであり、そうした地方公共団体が実施する取組についても着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。

あわせて、再犯防止施策については、国において主体的に取り組むとともに、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で取組を進めること。

イ 地方公共団体が先駆的に実施している、出所者を直接雇用し、住まいと就労の場を用意して、社会復帰に繋げる更生支援の取組は、司法と福祉をつなぐ新たな視点の取組であり、安定的な運営を確保するため、その運用に必要な財政措置を講じること。

(4) ひきこもり支援

当事者・家族等の状況に応じた支援が行えるよう地方の支援の実施等に係る必要十分な財政支援等を行うこと。

(5) 自殺対策の推進

ア 自殺者数は令和2年に11年ぶりに増加に転じ、高止まりしていることを踏まえ、引き続き国においても自殺対策を強力に講じるとともに、地方が必要とする事業

を確実に実施できるよう、財源を確保した上で、交付金等の弾力的な運用を図ること。

イ 国が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」について、悩みを抱えた時に誰もが番号を想起し、速やかに相談できるよう、電話番号を分かりやすく短い番号に変更し、通話料を無料とするとともに、対応時間帯の拡充を図ること。

(6) ケアラー・ヤングケアラー支援の充実

ケアラー・ヤングケアラーの社会的認知度の向上と支援を進めていくため、法令上にケアラー・ヤングケアラーが支援の対象であることを明確化し、国・都道府県・市町村の役割分担を明らかにすること。法制化にあたっては、既に施行されている条例との整合性を図ること。

また、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築やケアラー・ヤングケアラーが自発的に声を上げやすい環境づくりを行うとともに、ヤングケアラーについては、実態調査等により把握される新たな課題にも対応できるよう地方自治体が社会資源や人材などといった地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。

(7) 困難な問題を抱える女性への支援

令和6年度からの「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行にあたり、地方公共団体における困難女性支援のための体制整備・強化や施策の充実等のために必要な財政支援を行うこと。

また、困難を抱えた女性の支援にあたっては、児童福祉、母子福祉、生活困窮支援、生活保護等制度による幅広い福祉サービスの活用が不可欠である。これらの制度の実施主体であり、支援の主体である市町村がその役割を円滑に担えるよう運用上において、その明確な位置付けを示すこと。

さらに国において、女性相談支援員等の資質向上やアセスメント等能力を高めるための研修等を行うこと。

(8) 民生委員の処遇改善

民生委員法第10条により、民生委員には給与を支払わないこととなっているが、民生委員の職責および業務量の増加に鑑み、民生委員に必要な活動費を支給できるよう、財政支援を拡充すること。

また、民生委員の担い手不足解消のため、その活動内容に対する理解促進を図るとともに、活動をサポートする支援員の設置など民生委員の負担を軽減する仕組みづくりへの財政支援の充実を図ること。

さらに、民生委員活動の活性化のため、ICT化等の環境整備の推進及び維持管理に係る経費について、地方交付税の増額措置を行うこと。

(9) ユニバーサルデザインタクシーの普及啓発

子育て世帯の方から高齢者、障害のある方、大きな荷物を持った旅行者など、誰もが利用しやすく、安全で快適に移動できるユニバーサルデザインタクシーについて、利用者が不当な扱いがなされないことがないよう、共生社会の実現に向けた理解促進を図ること。

10 人権の擁護に関する施策の推進について

(1) 人権教育・人権啓発の推進及び人権救済制度の確立

全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、必要な財源を安定的に確保すること。また、インターネットを悪用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案が多数発生している。このような人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

(2) 障害を理由とする差別の解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国による啓発・知識の普及を図るための取組等をより一層推進するとともに、その施行状況について検討する等、実効性のある対策を講じること。

特に、法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことについて、国において事業者への周知を確実に行うこと。

また、相談体制の整備等、地方公共団体が実施する施策に必要な財政措置を講じること。

あわせて、全国統一的な相談及び紛争解決機関の設置もしくは既存機関にその機能を持たせる等により、国における障害者差別解消のための継続的な体制を構築すること。

(3) ヘイトスピーチの解消

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

(4) 部落差別の解消

ア 部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第6条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流等の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

イ 隣保館については、災害時等における避難所としても活用され、その多くが避難所にも指定されているが、今後多くの隣保館が耐用年数を迎えることから、確実に建て替えや改修が実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

過去に整備した集会所、納骨堂、大型共同作業場等の隣保館以外の施設についても老朽化が著しいことから、隣保館と同様に大規模修繕等に対する財政措置を講じること。納骨堂の整備費補助について、墓地移転に伴う事業だけでなく、過去に整備した施設の建て替えや改修についても補助の対象とすること。

ウ インターネット等を利用した部落差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。

エ 個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和对策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる情報となることから、同法ガイドラインの「不適正

利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。

(5) 様々な人権課題への対応

- ア 児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及び性自認に対する理解促進並びにアイヌの人たちに対する差別等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、その責任を果たすよう、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。
- イ 医療機関、教育機関及び官公署等において発生した障害者虐待を発見した場合についても、障害者福祉施設等のスキームと同様に通報義務があることを明確にするとともに、通報者の保護について規定するよう障害者虐待防止法を改正する等、障害者虐待防止施策の総合的な制度整備を図ること。
- ウ 性的指向・性自認等多様な性に関する問題は、地域性があるものではなく、全国的な課題であるため、当事者等への差別の実態や直面している困難な実態、必要な施策にかかる全国的な調査について、早急に実施し、現状について適切に把握し、共有を図ること。

(6) 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらにはワクチン未接種者やマスク着用の有無、外国人等に関するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

11 犯罪被害者等支援施策の充実強化について

犯罪被害者等の個々の事情に配慮し、その権利利益が適切に保護されるよう、国において、犯罪被害者等その他関係団体の意見を聴くなどして、犯罪被害者等の本質に向き合った真の支援施策を講じること。

犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、犯罪被害者等が迅速かつ十分な犯罪被害給付制度による給付を受けられるよう、必要な措置を講じること。加えて、性犯罪被害者への支援に特化した「性犯罪被害者給付金（仮称）」の創設の検討を行うこと。

また、犯罪被害者等の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による犯罪被害者支援弁護士制度を創設するとともに、犯罪被害者等の負担軽減及び確実な損害の回復が図られるよう、損害賠償請求権について消滅時効期間の伸長を認めることや国による賠償金の立替払等の支援施策を検討すること。

さらに、犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、どこに住んでいても等しく切れ目なく受けられるよう、地方公共団体が最低限取り組むべき標準的な業務を示すとともに、地域の実情に応じて行う犯罪被害者等に対する経済的支援及び精神的負担軽減のための支援、生活支援に係る施策の継続・強化や、地方公共団体の総合的対応窓口における専門人材の確保・育成などの機能強化を進めるため、支援制度を有する地方公共団体への財政支援について、特別交付税措置等を含めた十分な予算を確保すること。

加えて、国において、民間の犯罪被害者等支援団体への財政的支援の強化を図ること。